

令和5年度 丹波篠山市一般会計補正予算（第13号）説明資料
 （丹波篠山市自動車運送事業者支援金について）

1 事業概要

原油価格の大幅な高騰を受けて、燃料を大量に使用する自動車運送事業者は、経費の増大に苦慮しています。この支援金は、市民の暮らしに重要な物流及び移送を担う市内自動車運送事業者（貨物運送、旅客運送（ただし、貸切バスを除く。））に対し、保有する車両台数に応じて支援金を交付するものです。

2 補正額

8,830千円

財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（10/10）

※予算の積算内訳

■貨物自動車運送事業者（霊柩限定を除く）

普通貨物（単価30千円）×237台＝7,110千円

小型貨物（単価20千円）×10台＝200千円

軽貨物（単価10千円）×11台＝110千円

■旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者、特定旅客自動車運送事業者を除く）

路線バス（単価30千円）×31台＝930千円

タクシー（単価20千円）×20台＝400千円

福祉タクシー（単価20千円）×4台＝80千円

3 支援対象事業者

支援対象事業者は、市内に事業所を置く中小事業者・個人事業主であって、次のいずれにも該当するものとする。

（1）貨物自動車運送事業者

・一般貨物自動車運送事業（霊柩限定を除く）及び特定貨物自動車運送事業で、国土交通大臣の許可を得ている者。

・貨物軽自動車運送事業で、運輸支局長へ届け出を行っている者
 旅客自動車運送事業者

・一般旅客自動車運送事業（貸切を除く）で、国土交通大臣の許可を得ている者

（2）事業者支援金の支給を受けた後も営業を継続する意思がある事業者

（3）暴力団等に該当しない者

（4）市税等を滞納していない者

4 担当課

企画総務部創造都市課・保健福祉部長寿福祉課・観光交流部商工観光課

令和 5 年度 丹波篠山市一般会計補正予算（第 1 3 号）説明資料
（第 4 4 回丹波篠山 A B C マラソンについて）

1 事業概要

第 4 4 回丹波篠山 A B C マラソンは、日本陸上競技連盟公認コースである篠山城跡マラソンコースにおいて、篠山城跡三の丸広場を会場として、令和 6 年 3 月 3 日（日）に開催します。

本大会は、定員をコロナ禍前の 1 0, 0 0 0 人に戻し、ふるまいや出店等も再開させ、復活を目指し準備を進めてきました。

エントリー期間は約 1 か月前倒しで受け付けをはじめ、エントリー数が伸びないため 1 2 月 2 0 日まで期間を延長して受け付けましたが、定員に達しないため 1 2 月 2 3 日から 1 月 3 1 日までの期間で 2 次エントリーを実施しています。

エントリーランナーの増加に向け、WEB 広告による啓発やテレビ放送による告知、他のマラソン大会における啓発等にも取り組んできました。

また、歳入確保に向けて企業版ふるさと納税やスポンサーの獲得に取り組んでいますが、現在獲得には至っていません。

本大会の運営経費については、大半をランナーの参加費で賄っており、エントリー数が収支に大きく影響を及ぼします。1 月 1 0 日時点のエントリー数は 4, 9 6 0 人となっており、事業総額 6 9, 6 6 9, 0 0 0 円に対し、収入見込額が 5 3, 5 0 0, 0 0 0 円となり、1 6, 1 6 9, 0 0 0 円の不足が生じる状況となっています。歳出抑制の取組も同時に継続して行っていますが、このままでは運営経費の収支が整わない見込みとなるため、補助金 1 6, 1 6 9, 0 0 0 円の増額を求めるものです。

2 補正額

1 6, 1 6 9 千円

財源：全額一般財源

3 補助対象

丹波篠山 A B C マラソン実行委員会

4 担当課

教育委員会社会教育部社会教育課

令和5年度 丹波篠山市水道事業会計補正予算（第3号）説明資料
（水道料金の減免について）

1 事業概要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、市民や事業者が経済的な面で影響を受けている状況を踏まえ、市民生活や経済活動の支援として、水道料金の基本料金を減免します。

○減免の内容

- （1）対象料金：水道料金の基本料金
- （2）対象期間：令和6年2月請求分から3月請求分まで（2ヶ月間）
- （3）対象者：市内全ての水道使用者約19,100件（公共施設を除く）
- （4）手続き：対象者からの申請手続きは不要

2 補正額

83,420千円

財源：一般会計繰入金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）

○所要額の内訳

- （1）減免額：41,000千円/月×2ヶ月＝82,000千円
- （2）費用：1,420千円
 - ・業務委託費用 1,220千円
 - ・職員人件費 200千円

3 その他

- （1）下水道使用料は減免の対象外
- （2）公共施設は対象外（指定管理の施設は対象）

4 担当課

上下水道部経営企画課